

奈良県選挙管理委員会告示第三十号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院（選挙区選出）議員選挙の奈良県選挙区における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者一人につき、次のとおりである。

平成二十五年七月四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

金 三八、六八三、八〇〇円